

## 2-4 水質の状況

本町では毎年度水質検査計画を策定し、計画に基づき水質検査をしています。

水質検査は浄水と原水で行っています。浄水の水質検査では水道法で義務付けられた1日1回以上行う色・濁り・消毒の残留効果、水質基準項目について検査を行うだけでなく、一部の水質管理目標設定項目も検査をしています。

原水の水質検査では浄水と同じ水質基準項目、水質管理目標設定項目(農薬類)について検査をしています。また、池田水源は過去の指標菌検査結果より、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れがあると判断されたため、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき指標菌項目及びクリプトスポリジウム等原虫に関する項目も検査しています。また、放射性物質についても3ヶ月に1回、検査を実施しています。

実際の検査は、農薬を除く水質検査項目は坂戸・鶴ヶ島水道企業団に委託し、農薬については水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託し、毎日行う検査については自己検査をしています。

本町における水道水質は水質基準を全て満たした安全な水であり、水質検査計画と水質検査結果は本町のホームページ上で公開しています。

## 2-5 水道施設の状況

本町の水源は地下水(浅井戸)と県水であり年間給水量のうち県水が80%を占めています。

地下水は鉄・マンガンを含み、前述のとおりクリプトスポリジウム指標菌も検出されていますが、池田浄水場では図2-4に示すように、除鉄・除マンガン処理及び紫外線処理を行い、水道水質基準51項目を満たした安全な水を給水しています。県水は処理済みのため、追加の塩素処理のみを行い配水しています。

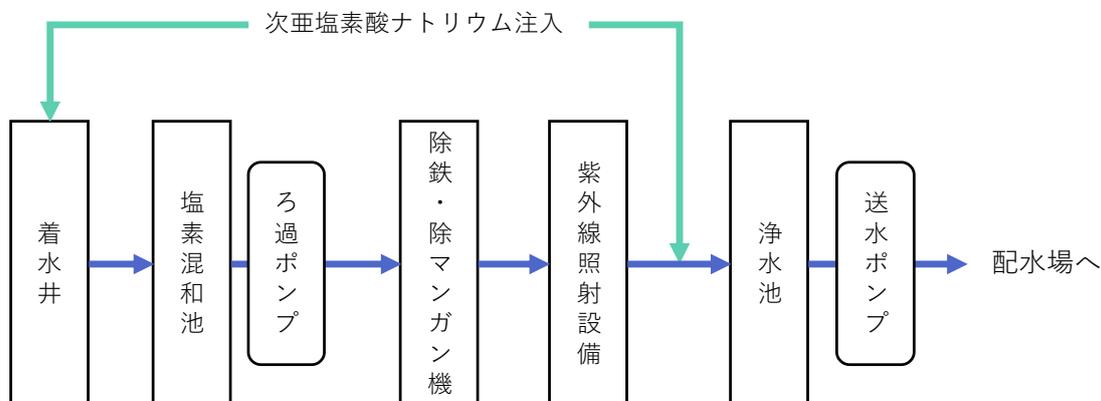


図 2-4 池田浄水場の浄水フロー

図 2-5 に施設及び設備の資産取得額の推移を示します。資産の取得額は浄水場や配水場の整備時に大きくなっていますが、計画的な更新を行っており、現在経過年数が法定耐用年数を超過した施設及び設備はありません。施設については耐震化も完了しています。

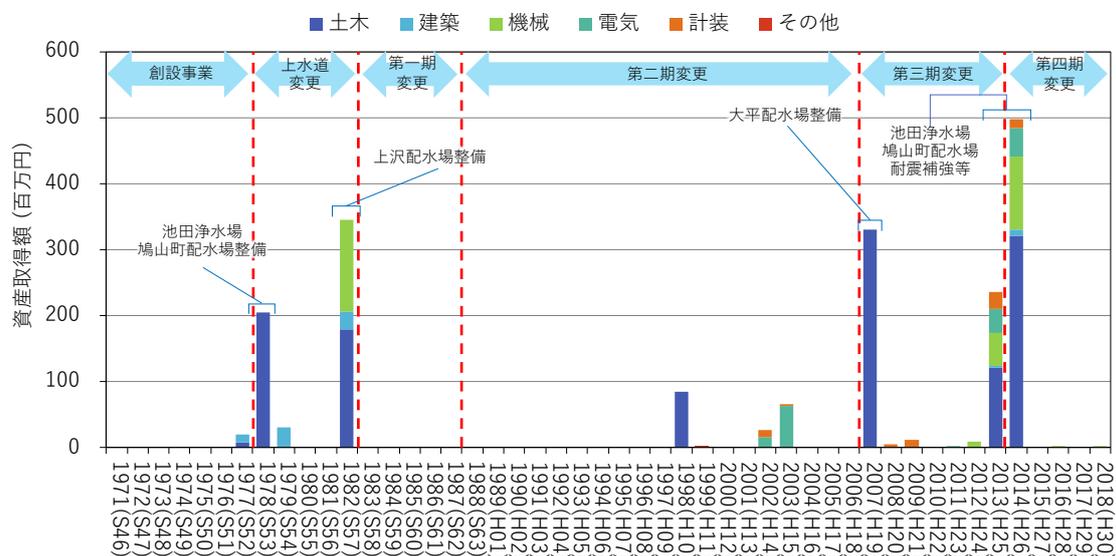


図 2-5 施設及び設備の資産取得額の推移

図 2-6 に管路の年度別資産取得延長の推移を示します。管路については創設事業及び上水道への変更に伴って集中的に整備を行っており、現在の管路総延長は約 155.8km となっています。老朽管更新計画を策定し、ニュータウン地区をはじめとする耐用年数を超過した塩化ビニル管布設替工事を毎年行っているものの、初期に整備された管路及びニュータウン地区の昭和 53 年に移管された管路の更新時期が迫っており、今後は管路の更新のペースアップを図る必要があります。

耐震化管路の割合は 2009(平成 21)年度末時点で 0.1%でした。耐震管への布設替えにより 2018(平成 30)年度末時点では 3.5%と改善されましたが、依然として低いため、管路の更新に合わせて、耐震化も進める必要があります。

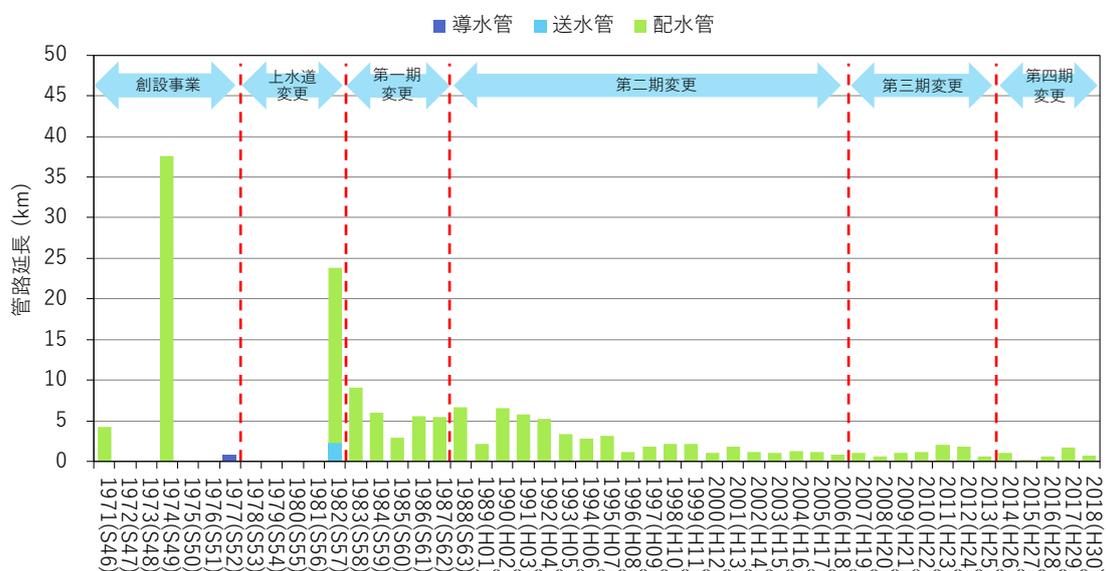


図 2-6 管路の年度別資産取得延長